



北広保険第 344 号
平成 30 年 11 月 26 日

北広島市国民健康保険運営協議会
会長 川島光行様

北広島市長 上野正



北広島市国民健康保険税の改定について（諮問）

北広島市国民健康保険運営協議会規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、
下記の事項についてご審議いただきたく諮問いたします。

記

1 濟問事項

北広島市国民健康保険税の改定について

- (1) 北広島市国民健康保険税率の改定について
- (2) 北広島市国民健康保険税課税限度額の改定について

2 改定の趣旨

(1) 北広島市国民健康保険税率の改定について

国民健康保険は、負担の公平化と財政運営の安定化を図り持続可能な医療保険制度を構築するため、平成 30 年度から都道府県単位で運営することとなりました。このことに伴い、北海道が示す平成 31 年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を基にした保険税率の改定が必要となることから、審議をお願いいたします。

(2) 北広島市国民健康保険税課税限度額の改定について

地方税法施行令の改正により法定課税限度額が引き上げられたことから、被保険者の保険税負担の公平性を図るため、当市の課税限度額の改定について、審議をお願いいたします。

改定内容 基礎分を 54 万円から 58 万円に改定する

(保健福祉部保険年金課)